

第3節 留学生センター



写真2 12 3 1

第1項 留学生センターの沿革

(1) 概要

留学生センターは1991年4月に、本学では6番目のセンターとして、また国立大学では、前年度に留学生センターが設置された東京大学、京都大学、広島大学につづいて、北海道大学、筑波大学とともに設置された。

センター設置の趣旨、目的はつぎのとおりである。

当時、留学生の急増に対して大学側の受け入れ体制が不十分であるため、その結果、積極的に留学生を受け入れた大学ほどいろいろな困難をも背負い込む傾向にあった。そこで、留学生を多く受け入れている国立大学のいくつか「留学生センター」をつくる方針を打ち出すことで、その状態を大きく打開しようとしたものである。本

第3節 留学生センター

学でもそのような国策の動きに対して、学長を先頭に積極的な働きかけを行い、両方があいまってセンターの設置にいたった。その背景には、留学生に対する対応が学部によってかなり異なるなどの問題を解決する必要があったことや、教養部で行っていた日本語・日本事情と学生部の予算で行っていた日本語補講の双方を統括することで、より効果的かつ効率的な日本語教育を行うという課題があった。また、センター設立にあたっては、それによって留学生にかかわる諸問題をすべてセンターに集中させるという方向へいくのではなく、それらをセンターが全学的な視野に立って検討しながら解決方法を見だし、現場としての各学部がそれを実践していくという体制が求められた。

こうして、留学生センターは教員定員4名から出発した。うち3名は当時の教養部日本語・日本事情教室からの移籍（教養部併任）によるものだが、のこりの1名はセンター設置にともなう純増である。これについては、当初専任教員がいなかった留学生指導・相談担当者の採用にあてられた。

順調にスタートしたかにみえたのもつかのま、発足2年度目に初代センター長松元泰忠教授の急逝、2名の教員の転出により、一時は教員1名のみという事態にいたった。しかし、翌1993年度には、10月からの予備教育のための純増定員2名をふくむ日本語・日本事情担当4名、指導・相談担当1名の教員を迎え、新たなスタートをきることになった。さらに1994年度には臨増定員として、廃止された教養部から大友教授を迎え（1996年3月停年退官）、翌年度には指導・相談に純増1名、また、新たに始まる短期留学国際プログラム（J PAC）に2名がつく。1999年1月現在、2期目の池田嘉男センター長のもと専任9名の体制でセンターは運営されている。

(2) 日本語・日本事情

「日本語・日本事情」という科目は、1962年、文部省通達により、留学生のための特別設置科目として設置されたものである。

旧教養部において、日本語・日本事情科目の担当者は文学教室と歴史学教室に所属して、一般教養科目として、留学生向けのこの科目を担当していた。センター設置後はセンターの所属となるが、教養部も併任で、教養部教授会の構成員でもあった。

組織上大きく変化してきた教育面についていえば、センター発足当初は、歴史的な事情もあり、学部留学生に対する日本語・日本事情教育と研究生・大学院生に対する日本語補講のみを行っていた。なかでも学部の日本語・日本事情は、学部留学生数が国立大学中でトップクラスという状況の中で、本学の留学生教育の中心となってい

た。並行して開講されていた日本語補講は、センター設置までは学生部予算で行っていたものである。センター設置後はほかの非常勤講師と同様のあつかいとなり、さらに1997年度からは専任が一部の授業を担当し、より充実した内容となっている。1993年度後期からは予備教育が始まり、1996年度後期からは短期留学国際プログラム（Japan Program at Chiba、略称 J PAC、あるいは短プロ）もスタートした。

発足当初、学部生と研究生・院生という2本立てだった枠組みは、その後予備教育の日本語研修生や日本語日本文化研修生、J PACの学生と、さまざまなタイプ、資格の学生が増え、複雑なものとなっている。

(3) 指導相談

留学生センターという留学生専門の部局が生まれたことにより、大学で発生する多くの留学生の修学・生活上の諸問題が留学生センターに持ち込まれるようになった。留学生に関する問題がセンター1カ所に集められ、それが一元的に解決されるのは大変効率もよく、留学生にとっても安心して生活が送れることになるだろう。しかし、予備教育を受ける日本語研修生を除いたすべての留学生は学部にも所属しており、本来ならば多くの問題は学部で解決が図られるべきものである。今後、留学生センターが学内共同利用施設としてその使命を果たすとすれば、センターは留学生に関するさまざまな問題のエキスパートとして学内、学外に情報を提供したり、提言をおこなったりする部局として位置づけられるのが妥当だと考えられる。

第2項 留学生センターの教育研究活動

(1) 学部留学生向け日本語・日本事情

a. 日本語

旧教養部における学部留学生の日本語科目は、1年次6単位、2年次4単位を必修としていた。教養部廃止にともない、4年間の中での履修が可能になり、必修単位数も学部、学科により多様になった。これにともない、従来の学年割りから、内容別、すなわち、文法事項を中心とした日本語A（通期）読み、書き、話すという表現面を中心とした日本語B（B1～10、半期）へと構成を変更した。その結果、ニーズに応じた、より柔軟な対応が可能となった。さらに、プロジェクト・ワークを導入し、より高度な日本語の学習を可能にしている。

第3節 留学生センター



写真 2 12 3 2 日本語の授業風景

b. 日本事情

日本事情も日本語と同様に、教養部廃止にともなって、1年次4単位、2年次2単位から、4年間での履修となった。

学年別が廃止されたことにより、少人数の講義が可能になっている。現在では10名から20名の教室で、できるだけ一方通行を避け、講義形式よりも、セミナーに近いかたちで行っており、批判的見地からテキストを検討し、自文化との比較や、各国留学生との討論を通じて、単に日本を理解するのではなく、「国家」、「国民」、「民族」などを根本的に考えなおす視点を獲得することをめざしている。

このような理念にもとづいて、これまでに授業を行ってきた結果、「日本」についての固定的な観念や思いこみを切り崩し、みずからの目で見、考える力をつけること、また「日本」に対してと同様、自文化をも相対化する視点を持たせることについては、一定の効果をあげることができたように思う。また留学生が積極的に発言し、討論できる場所となったことも評価できる。留学生の呼びかけによって、また自主的に、日本人学生が、単位を認められないにも関わらず出席するようになったことは、これらの内容が、日本人学生にとっても有意義なものであることを示しているといえよう。

(2) 日本語補講

日本語補講は大学院生、研究生のための日本語の授業である。この授業の目的は、受講生がそれぞれの研究分野において力を発揮するのに必要な日本語能力を高めることであり、必修科目ではない。また、受講しても単位にはならない。実施期間は半期

で、年2回、5月から7月までと、11月から翌年の2月まで、それぞれ12週、開講する。(これは大学院生や研究生の入学時期を考慮したスケジュールで、学部生の授業日程とは異なる。)

1996年度までは、日本語補講は非常勤講師のみによって開講していたが、1997年度からは留学生センターの専任教員も置き、授業の拡充や受講生の指導教員と連絡をとるなど、教育の一貫性を深めることになった。開講している科目は、初級と中級で、初級は基礎から学ぶ総合コースで週4コマ、中級は会話、文法、作文といった、スキル別となっている。受講生はそれぞれのなかから自分にもっとも適したものを受講することができる。

(3) 短期留学生向け日本語

1996年10月より、J PACが開始された。これは千葉大学と交流協定を締結している大学に在籍する学部生に、半年から1年の短期間、千葉大学で学ぶ機会を提供しようというプログラムである。1996年度は5カ国12名、1997年度は4カ国17名、1998年度は5カ国16名の学生が来日、勉学している。また、このプログラムによって千葉大学の学生にとっても交換留学生として海外の大学で学ぶ機会が一層増大した。

学生受け入れ面のプログラム担当コーディネーター、サブ・コーディネーターは留学生センターに配属されているが、J PAC運営の責任は、全学から選出された委員で構成される実施委員会にある。留学生センターは、数名の教員がワーキンググループに参加することでプログラムに関わる。この関係は、たとえば文学部とJ PACの関係と同様である。

開始当初、J PAC生だけが受講する体制だったが、翌年度からは分散受入生、日本語日本文化研修生も受講できる体制になり、単位の取得も可能となった。

(4) 日本語研修コース

1993年10月、半年間の集中日本語教育を行うコースとして、日本語研修コース(日本語予備教育)が設置された。このコースは国費留学生が日本の大学院等で研究活動を行う際に必要な日本語能力を短期間で養成するものである。日本語未習者に対しては初級日本語の修得を、既習者については既習内容のブラッシュアップと運用力の強化、1ランク上の日本語力の修得をめざしている。このコースは1期が半年で、1年度中に前期と後期の2回開設される。定員は各期30名である。

このコースでは各期とも週に5日、1日7時間の学習を17週間、全体で約600時間

第3節 留学生センター

の授業を行っている。授業は基本的に能力別の3クラス体制である。1998年9月までに、10期171名が修了している。なおこのコースの中心は、1)日本語の指導、2)専門分野に対する指導、3)生活指導、課外活動、である。



写真2 12 3 3 外国文化紹介プログラム
(マレーシア)

(5) 指導相談

千葉大学に本センターが置かれたのは1991年で、日本語・日本事情担当教員に加え、留学生指導担当教員1名が配属された。それ以前、留学生の抱える問題は個々の指導教員、日本語担当教員、担当事務職員、母と学生の会等の地域ボランティア組織という、ごく限られた善意の人々によって対処されてきたのが現状であった。よって、留学生指導担当教員の設置は新しい展開であったが、担当者の職務内容は個別の相談業務に重点がおかれ、留学生センター指導部門の教員の果たすべきその他の役割に関してはあまり問題にされずにいた。

確かに留学生の修学・生活上の問題は、日本人学生のそれとは異なる面も多い。したがって、留学生センターに指導担当教員が配置された初期の段階では、学生を受け入れる指導教員や実務を処理する事務職員が、留学生の諸問題を個別に対応しきれないことや、生活相談を引き受ける指導教員らの心理的負担や留学生指導の専門性の限界を考えると、担当者がそれまでの個別の相談業務を譲り受け、それに多くの時間を費やさざるを得ない状況であったろうことは理解できる。

しかしながら、留学という環境から引き起こされる言語の問題、日常習慣や行動様式の相違、指導体制など学習に関する背景の相違などから生じる修学上・生活上のさ

さまざまな問題に関して、個々の状況に応じ助言、援助を与えるという、「治療的対処」は問題発生後の後追いの業務であり、この業務のみに終始していたのでは、留学生指導の基本理念から大きく逸脱することになる。

留学生指導においては、留学生が心理的に安定し、日本社会で調和的に行動するスキルを身につけるとともに、このような行動を通して異文化への感受性を高め、異文化状況への認知能力や対処能力を身につけることが重要な課題なのである。それゆえ留学生指導においては、生じてしまった問題を処理していく「治療的対処」以上に、留学生が対人関係能力や異文化対処能力を向上させ、自己変容し、成長していく手助けをしていく「予防的対処」プログラムの確立が求められていると考えられる。そのようなプログラムの確立は、結果的には受け入れる日本人にとっても、みずからの異文化への感受性や認知能力を高め、異文化への対人関係能力を養う機会を与えてくれることにもなる。

以上の観点から、指導部門では、治療的対処に加え、予防的対処のために必要な教育プログラムを開発し、その実践をめざして活動することを理念としている。しかし、こうしたプログラムは、全学の教員・事務職員および日本人学生すべて、さらには地域社会のサポートがあってこそ、効果的に機能するものである。留学生が留学という所期の目的を貫徹し、かつ日本での留学経験をみずからの異文化対処能力を高め、自己実現に向け成長していく糧とするために、大学は全学的な協力体制の下に、受け入れサポートシステムを充実していく必要に迫られている。その実現過程は取りも直さず大学教育の質的向上を意味するものであり、留学生のみならず日本人学生にとってのメリットも多いはずなのである。



写真 2 12 3 4 外国人留学生懇親パーティー

第3節 留学生センター

具体的な活動プログラムは以下のとおりである。

- 1) 異文化合同教育
- 2) コンパニオンシップ・プログラム
- 3) 新入留学生のためのオリエンテーション
- 4) 在学中のオリエンテーション
- 5) 異文化理解のための授業
- 6) ホームステイ、ホームビジットプログラム
- 7) 日本人学生チューターに対するオリエンテーション

(6) 教育と研究をめぐって

センターの教員個々人はそれぞれの専門分野を持ち、その分野で活躍しているが、研究面でも、教育面でも、その能力がじゅうぶんに生かされているとはいいいがたい。ひとつには、予備教育をのぞけば、センターに所属する学生がいないことがあげられる。予備教育の学生も、各自の専門分野のための手段として日本語を学習するのであり、その意味では対象外である。

現在、何名かは、普通科目の中で各自の専門分野に近い授業を担当したり、学部の授業を担当したりしているが、研究面の比重をより高めるには、たとえば、各自の専門に合わせた研究生の受け入れや、大学院の研究科等への協力があげられる。あとの点については、1998年度から講師をのぞく教員全員が、文学研究科または教育学研究科を兼担する体制となっている。



写真2 12 3 5 外国人留学生懇親パーティー
(丸山学長とともに)

ところで、本センターは設置に際して「大学教育を行うにあたって、大学教員が研究をするのは当然であり、本学のみならず他大学にも同様の『留学生センター』を設置するということから、予算措置を容易ならしめるために、『教育施設』であることを強調すべきであるとの理由」(大友信一「千葉大学留学生センターの現状と問題点」『千葉大学留学生センター紀要第2号』)によって、センター規程から「研究」が削除されたという経緯がある。しかしながら、いわゆる「親規程」である国立大学設置法施行規則別表第7の2には、「学内共同教育研究施設」として、留学生センターをふくむ6センターが一括して記載されている。この「親規程」との整合性をはかるためにも、また、この点は大学教員としての研究基盤にかかわる重要な点でもあるので、今後是正する方向で検討していかなければならない。